

# わが国の「代エネ法」、「新エネ法」の体系と現状の問題点について

「石油代替エネルギー」の開発及び導入の促進に関する法律

「新エネルギー」利用等の促進に関する特別措置法

## 「代エネ法」、「新エネ法」の制定経緯と概要

	背景	日本のエネルギー政策と法規	1次エネルギーの石油比率
73(S48)年	第1次石油ショック	75(S50)年 総合エネルギー調査会 脱石油政策(石油依存度低減)の推進 石油備蓄体制の強化 (石油税創設による備蓄財源確保)	73(S48)年 77%
78(S53)年	第2次石油ショック		79(S54)年 72%
79(S54)年	東京サミット(=エネルギー・サミット) 「石油消費抑制」と 「石油代替エネルギーの積極開発」を合意		80(S55)年 「代エネ法」施行
80(S55)年		97(H9)年 「新エネ法」施行 目的:資源制約や環境負荷の少ない 新エネルギーの加速的導入	97(H9)年 54%
97(H9)年	COP3開催 2010年に向けて温室効果ガス 削減目標を決定(日本90年比 6%)		03(H15)年 50% (見込み)
03(H15)年 現在	「エネルギー基本計画」閣議決定	<今後の政策課題> 3E(安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用)を 同時に達成するエネルギーベストミックスの構築	

### <代エネ法の概要>

石油代替エネルギーの定義	対象	石油に代わる燃料(電気、熱、動力に使用される石油も対象外) 「原子力」、「石炭」、「天然ガス」、「水力」、「地熱」、「太陽エネルギー」等
供給目標の策定		「代エネ供給目標」を閣議決定する
財政措置		石油税財源のうち、「エネルギー需給構造高度化対策」を拡充 これに伴い、石油税の増税を実施(84(S59)年:税率3.5% 4.7%)
技術開発		「新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」の設置
エネルギー指針	需要側の事業者	鉄鋼、紙パ、セメント、アルミ等のエネルギー多消費産業に対して、 「省エネ努力」と「石油代替エネルギーの導入努力」を明記
	供給側の事業者	電気、ガス、熱供給事業者に「石油代替エネルギーの使用努力」を明記 (例)電気事業者への指針 ベースロード用の石油火力の新設禁止 ミドル、ピークロード用に新設した場合においても、 発電に占める石油依存度を上昇させないこと

### <新エネ法の概要>

新エネルギーの定義	対象	技術的に実用化段階にあるが、経済的制約から普及が充分でなく、 石油代替エネルギーの導入を図るため、特に必要なもの 再生可能(自然)エネルギー 「太陽光発電」、「風力発電」、「太陽熱利用」 リサイクル型エネルギー 「廃棄物発電・熱利用」、「バイオマス発電・熱利用」 従来型エネルギーの新利用形態 「クリーンエネルギー自動車」、「天然ガスコージェネ」、「燃料電池」
基本方針の策定		国、地方公共団体、事業者、国民等の役割を明確化
財政措置		石油税財源のうち、「新エネルギー対策」を拡充 NEDOによる債務保証など

## 現状の問題点と今後の課題

1. 「代エネ法」「新エネ法」は、使用する燃料種別を規定しており、石油の有効利用の妨げとなっている。  
(=「石油」という理由だけで、入口段階から利用が制限される)

【具体例】	有効性	障害
石油火力発電	燃料調達弾力性大	代エネ指針により実質新設禁止
石油残渣IGCC	CO <sub>2</sub> 削減(複合発電)が ガス化設備利用による エネルギーの効率利用	現時点で支援制度なし (石炭IGCCは、開発補助等 導入支援措置あり)
石油コージェネ	CO <sub>2</sub> 削減 拠点供給として、 防災上の利点あり	競合する天然ガスコージェネは 「新エネ」に扱われている 国の導入支援あり

2. 特定のエネルギーに過度な期待を込めた優遇措置(税制・補助制度)は、エネルギー間の公平競争を歪め、  
税の無駄遣いに終わる可能性がある。

特に、「代エネ法」は、1次エネルギー供給に占める石油比率が5割にまで低下した現在、政策的役割の有無を検証する必要がある。

今後は、石油、天然ガス、石炭など各エネルギーの特性を最大限活用できるよう、入口段階ではなく、  
出口(最終消費)段階でエネルギーの効率性、環境特性を評価できる枠組みに見直すべきである。